

緑の風 FAX版



NO. 37 2020年11月15日 JR東労組

JR 東労組ホームページ

持ち回り中央執行委員会（2020.11.15）で決定

中央本部指令第 19 号を発出！

高崎地本「全組合員集会参加者一同」なる者たちによる規約違反の臨時総会の開催に対する中央執行委員会の決定について

中央本部は、指令第15号に基づき、ひがし労との共同行動調査のため、高崎地本全組合員に対し面談を行うべく11月20日まで3～4日程度の希望日を報告するように高崎地本全組合員に通知（2020.10.26）を送った。

11月5日、組合費を手集めしている組合員の組合費の納入が高崎地本組合員宮口氏からあった際にも面談日程をとりまとめてもらえないかと要請した。

宮口氏から面談の件で11月9日、11日と2回にわたって設定したと連絡が来たが中央本部は年末手当の体制をとっており、13日または14日に変更できないかと連絡をしたところ、「申し訳ございませんが、集会日程は、変更できませんので、予定通り開催します。」と返答があった。中央本部は面談を指令しているが集会と言う認識はない。何を議論するのかを尋ねたが回答はなかった。

11月14日、高崎地本組合員に「臨時総会の開催について」なる文書が「全組合員集会参加者一同」という名で送られてきた。11月17日に開催される臨時総会の参加要請と参加できない場合の委任状を呼びかけ人代表の恩田氏まで提出するようにと書かれた用紙が同封されていた。

中央本部はこの「臨時総会」は断じて認めない。そもそも、招集者である者の執行権は停止されており、中央本部が執行権を代行してあるのである。臨時総会の開催は規約を逸脱し、なんら権限がない者が行っており、組織に混乱を持ち込む行為であり許されない。従ってJR東労組規約第28条、30条に定められた臨時に機関大会、委員会を開催するにあたっての手続きに違反するものである。また、「臨時総会」はJR東労組規約にないばかりでなく、JR東労組規約第33条に定められた指令も発出されておらず同規約に違反するものである。

「臨時総会の開催について」では「前段で全組合員集会への要請」を中央本部に行ったこと、派遣代表が「年末交渉の山場で全組合員集会にはいけません」と回答し、中央本部の姿勢に「あきれられるばかり」と書かれているが全くのデタラメである。中央本部は全組合員集会の参加要請も受けたことがなければ、全組合員集会なる単語を使って連絡をとった事など一度もない。虚偽で組合員を騙す行為は許されない。

また、全組合員集会としているが、全組合員集会の参加要請を受けていない高崎地本の組合員がいる。組合員を選別し、全組合員を名乗り、規約に違反した臨時総会を開催し、組織に混乱を持ち込む行為はJR東労組内に新たな組織をつくることであり、臨時総会を行った場合は重大な統制違反に該当する。従って、中央本部は持ち回り執行委員会（2020.11.15）で確認した内容を以下の通り、指令する。

- 1、規約違反である高崎地本「臨時総会」の開催を中止せよ。
- 2、規約違反である高崎地本「臨時総会」に関わった組合員に聞き取りを行う。
- 3、高崎地本「臨時総会」が強行されれば重大な統制違反とみなす。
- 4、各地方本部は、本指令を各級機関および全組合員に周知徹底し、組織の一層の団結・強化を図ること。

規約違反の「臨時総会」は認められない！直ちに中止するべきだ！